平成２７年（フ）第５５７号
埼玉県草加市花栗４丁目16番２号
債務者　安達　儀恭
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５９号
埼玉県草加市花栗４丁目16番２号
債務者　安達勇一郎
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
福井市大島町戌亥408番地７
債務者　近本　　歩
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
福井市花月３丁目10番７号、旧住所横浜市瀬谷区宮沢２丁目26番地13　グリーンハイツカドＡ203
債務者　笠原　一人
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
福井県あわら市花乃杜１丁目27番２―308号
雇用促進住宅　北金津宿舎
債務者　奥村富美男
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
長野県松本市埋橋２丁目９番14号　ハイツ新井202
債務者　赤瀬川　晃
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４４号
長野県松本市寿台１丁目６番25号　寿団地82号、住民票上の住所長野県松本市寿台１丁目６番25号
債務者　百瀬今朝夫
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８５４号
愛知県小牧市岩崎573―２、住民票上の住所愛知県江南市江森町東18番地　サンハウス江南13Ｂ
債務者　中島あき子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０６号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の21　サンハイツ122号、旧住所徳島県徳島市津田町３丁目６番18号
債務者　永井三紀子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町111番地１
債務者　葛木　悦子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３９４号
大分県別府市石垣東１丁目４番41―805号　ロフティ別府石垣東リバーサイド
債務者　髙野　弘詩
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０９号
大分県別府市朝見１丁目11番28号　荒金ビル202号
債務者　寺本　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
島根県邑智郡川本町大字因原146番地23八幡平団地１号棟124号室、前住所福岡県田川市魚町16番16号
債務者　新川　敬太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第４１号
島根県邑智郡川本町大字因原146番地23八幡平団地１号棟124号室、前住所福岡県田川市魚町16番16号
債務者　新川美紗子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第８５号
山口県周南市港町１番９号　ミエールシーツインズＪ号
債務者　二階堂一恵
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第５６８号
熊本市中央区水前寺１丁目26番11号　アメニティスペース301
債務者　荒木　香菜
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係